

年間役員名簿

前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所
並びに前事業年度における報酬の有無を記載した名簿

令和〇年4月1日から令和△年3月31日まで

法人名：特定非営利活動法人

略字体を使わず、住民票と完全に同じ表記をして下さい。

高と高、崎と崎、浜と濱などの混同がよく見受けられます。ワープロ・パソコンで出ない漢字の場合は、そこだけ手書きしてください。

役員報酬の有無です。雇用された方への給与ではありません。

		住所又は居所	前事業年度中の 就任期間	報酬の有無 （任期）
(理事長)		熊本市中央区手取本町1番1号	令和〇年4月1日 ～ 令和△年3月31日	令和〇年4月1日 ～ 令和〇年3月31日
理事 (副理事長)	八代 次郎	八代市西松枝城町10番8号	令和〇年4月1日 ～ 令和△年3月31日	報酬無し
理事	肥後 次郎	天草市東浜町8番1号	令和〇年4月1日 ～ 令和△年3月31日	報酬無し
監事	人吉 五郎	人吉市西間下町1番1号 アーバンパレス203号	令和〇年4月1日 ～ 令和△年3月31日	
監	山鹿 花子	山鹿市〇〇町〇〇番地	令和〇年4月1日 ～ 令和△年3月31日	

住民票の住所をそのまま一字一句変えずに転記してください。例えば、「2丁目3番地1号」を、「2-3-1」と省略しないでください。

以下全ての住所欄は同様に省略せず記入してください。

なお、居所とは、外国籍を有する方の場合の表現となります。

監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねることはできません。

(※) 例えば、事業年度が4月1日から翌年3月31日の場合で、理事の熊本花子が8月31日で辞任し、9月1日から理事の天草次郎が就任した場合は、それぞれの任期にかかわらず次のような記載となります。役員の変更があった場合は、別途、役員の変更届を提出する必要があります。

理事	熊本 花子	熊本市中央区手取本町2番1号	令和〇年4月1日 ～ 令和△年8月31日	報酬なし
理事	天草 次郎	八代市西松枝城町11番8号	令和〇年9月1日 ～ 令和△年3月31日	報酬なし

(記入上の注意点)

- 1 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載してください。
- 2 「住所又は居所」の欄には、熊本市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載してください。
(住民票の写しの場合、その住所又は居所をそのまま転記してください。)
- 3 上記欄は、役員の数に応じて、適宜加減してください。
- 4 理事は3人以上、監事は1人以上を置かなければなりません。
- 5 役員報酬を受けていない場合は「報酬を受けた期間」の欄は「報酬無し」とご記入下さい。